

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	5-9
処分の種類	処分者等に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5			
処分の概要	処分者等に対し、期限を定めて、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>◎法第19条の5(措置命令)</p> <p>1 産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第19条の3第3号に掲げる場合及び当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第19条の8において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第19条の8において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>① 当該処分を行った者(第11条第2項又は第3項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除く。)</p> <p>② 第12条第3項若しくは第4項、第12条の2第3項若しくは第4項、第14条第14項又は第14条の4第14項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者</p> <p>③ 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。)について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者</p> <p>イ 第12条の3第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第12条の3第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者</p> <p>ロ 第12条の3第2項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ハ 第12条の3第2項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者</p> <p>ニ 第12条の3第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ホ 第12条の3第5項、第8項又は第9項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者</p> <p>ヘ 第12条の3第7項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>ト 第12条の4第2項又は第3項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p> <p>チ 第12条の5第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者</p> <p>リ 第12条の5第2項又は第3項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>ヌ 第12条の5第10項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>④ 当該処分を行った者若しくは前2号に掲げる者に対して当該処分若しくは前2号に規定する規定に違反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者</p> <p>2 第19条の4第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>			
基準の根拠	—			